


新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の 臨時休業の考え方について [令和2年7月版]

1 臨時休業の範囲について

臨時休業の範囲については、市内の感染状況や学校での感染者数に応じて、関係機関と調整し臨時休業の範囲を総合的に判断する。

感染レベル	感染状況等	臨時休業の範囲
小  大	(1) 学校内に感染者が確認されたが、学校内に感染拡大のリスクがないとき ^{注1}	—
	(2) 学校内に感染者が確認され、学校内に感染拡大のリスクがあるとき	当該校のみ
	(3) 特定（警戒）都道府県に指定され、かつ、特定区域内の複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、学校内に感染リスクが生じたとき	特定区域の学校
	(4) 特定（警戒）都道府県に指定され、かつ、複数の特定区域において複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、学校内に感染リスクが生じたとき	全市立小中学校 一斉休業

注1 学校内に感染拡大リスクがないと判断できる場合の例

- ① 当該感染者に症状がなく、新型コロナウイルス感染症検査を受けた日の前2日間登校(出勤)していない場合
- ② 当該感染者が、症状が出た日の前2日間登校(出勤)していない場合 など

2 臨時休業の期間について

原則、感染確認日の当日を含め3日間を臨時休業とする。

ただし、保健所と相談の上、必要な期間等を延長することがある。

(3日間の作業：濃厚接触者リスト作成・消毒・体制づくり)